天理市上下水道局管理規程第4号

天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等及び旅費に関する規程(昭和 42年4月天理市水道ガス部管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月22日

天理市上下水道事業の管理者 天理市長 並 河 健

附則に次の2項を加える。

- 5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳(天理市の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月天理市条例第31号)による改正前の天理市の職員の定年等に関する条例(昭和58年12月天理市条例第14号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員の場合は63歳。以下次項において同じ。)に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 6 前項に規定するもののほか、職員が60歳に達した日後における当該職員の 給料月額については、天理市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受け る職員の例による。

別表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用 187,700 215,200 255,200 274,600 289,700 315,100 356,800 389,900 職員

を

Γ

定年前再	基準給							
任用短時	料月額							
間勤務職	円	円	円	円	円	円	円	円
員	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等及び旅費に関する 規程附則第5項及び第6項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6 項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年 12月天理市条例第35号)附則第3項に規定する暫定再任用職員についての改 正後の天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等及び旅費に関する規程 の適用については、天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例(令和4年12月天理市条例第33号)附則第3条第1項から第4項まで の規定を準用する。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別

に定める。